

第3回子どもの権利条例検討部会での主な意見

○大澤アドバイザー

- ・理念条例であるため、包括的な文言となっているか確認していく必要がある。
- ・プライバシーの保護は、自己表現に関わる部分であり、自分らしく成長する権利の一つとして捉えられる。
- ・教育委員会との関係については、連携や助言、支援など一挙対応するということが分かると良いのではないか。
- ・札幌市では、救済委員会に権限を持たせている。こうしたものが必要かどう議論も必要。
- ・例えば、虐待及び体罰の禁止、いじめの防止、障がいのある子の尊厳、アイヌ民族の生活の理解、外国籍の子ども、アンコンシャスバイアス、性的少数者の理解など、条文に入れるかどうかの議論も必要。
- ・子どもをまちづくりの一員と捉えるかどうかで、大きく方向性が異なる。

○石塚部会長

- ・教育委員会との関係性については、条文の中に明記しても良いのではないか。

○金子副部会長

- ・第16条の規定は記載の仕方の問題ではないか（いじめ問題の全てを排除するように見える）
- ・プライバシーの保護は、意見や考えを表明することにつながるため、参加する権利に位置付けられるのではないか。

○齋藤委員

- ・ホームページの見やすさにも関連するが、必要な情報を得られやすくすることも重要。
- ・教育委員会に相談することに抵抗感がある方もいることから、相談窓口や救済委員会については教育委員会との関係性を明確にすべき。
- ・南幌養護学校にしか意見を聴いていないように見えてしまうため、特別支援学級なども含めて意見を募っていることを明記した方がよいのではないか。

○鈴木委員

- ・子どもの権利部会に教育委員会の職員も出席した方が良いのではないか。
- ・いじめ問題を取り扱わないように見えてしまい縦割りのように見えてしまう。
- ・救済委員会の規定の中に、委員の解任規定を設けた方がよいのではないか。
- ・救済委員会が実際に機能するような手立てが必要ではないか。
- ・救済委員会といじめ防止対策審議会の役割について整理した資料がほしい。
- ・子どもの権利条例の制定に伴い、江別市いじめ防止基本方針などの関連する規則などの改定が必要となることに留意が必要。
- ・子ども・子育て会議に意見を求めるだけで終わっている。どうしていくのか、記載すべき。

○藤野委員

- ・第12条にのみ、権利の保障に努めるという文言がないため、入れるべきではないか。
- ・中高生WSで意見のあった居場所づくりや、意見交換会で言われた様々なことも権利につながるものである。個別に入れる必要はないが、包括的な言葉で入れ込む必要があるのではないか。
- ・第5条の解説文の中に、「家族と連絡を取り合うことができるようにすることが必要です」とあるが、「子どもが希望すれば」という趣旨の言葉を加えて方が良いのではないか。
- ・第10条の解説文の中に「発達過程の子どもの意見をすべて尊重するのではなく」とあるが、尊重はすべきだと思う。例えば、「無条件に尊重するのではなく」のような表現に変えたらよいのではないか。
- ・アンケート調査の中で、「育ててもらえる」という表現に疑問を呈する意見があったので、言い方を変えてはどうか。